

別記 1

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）整備事業のア収益性向上対策及びイ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。ただし、イ生産基盤強化対策に係る事業の場合は、1から6の者に限る。

補助対象者	
1	市町村
2	公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
3	土地改良区
4	農業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものとする。）
5	農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な団体として記載されたものとする。）
6	民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体又は団体として記載されたものとする。）
7	食品事業者（以下のアからウの場合に限る。） ア 米粉、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設（てん菜の貯蔵施設における2次集出荷ストックポイントに限る。）、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合
8	中間事業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）別記2に定めるものに限る。ただし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設の整備に限る。）
9	流通業者（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定めるものに限る。ただし、青果物広域流通システム構築の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限る。）
10	産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、知事が北海道農政事務所長と協議して認める団体
11	コンソーシアム（産地パワーアップ計画に取組の中心的な経営体として記載されたものであり、交付等要綱別記2に定める場合に限る。）

別記 2

産地生産基盤パワーアップ事業のうち（１）整備事業のア収益性向上対策に係る事業の補助率は、1から6に該当する場合はそれぞれに掲げる補助率等とする。

- 1 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合は10分の4以内
- 2 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合は10分の4以内
- 3 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 4 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を整備する際、中山間地域等以外の地域が受益地区の過半を占める場合において当該施設の建屋、集排じん設備及びこれらの附帯施設の整備並びに基礎工事を行う場合は3分の1以内
- 5 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合は3分の1以内

6 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合は3分の1以内

別記3

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のア収益性向上対策のうち生産支援事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3	土地改良区
4	農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。)
5	農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。)
6	民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。)

別記4

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策の(イ)果樹園・茶園等の再整備・改修の取組のうち、継承者へ継承すること又は継承者が継承後本格的な営農を開始することを前提として果樹等の改植等を行う場合に係る事業の補助率等は、次の表のとおりとする。

補助対象経費(注1)		補助対象とする 植栽密度 (10a 当たり本数)	補助対象とする 植栽密度の下限 (10a 当たり本数)	補助率 (定額補助は10 a 当たり単価)
1 次の(1)~(4)に係る改植を行うために必要な伐採・伐根費、深耕・整地費、土壌改良資材費、苗木代、植栽費等				
(1)省力樹形への改植	本事業において適用する省力樹形は、持続的生産強化対策事業実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官通知)の別表2に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業(以下「果樹労働生産性向上等対策事業」という。)により定められている省力樹形とする。	本事業において適用する補助対象とする栽植密度及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
	上記以外の場合(注2)	—	—	1/2以内
(2)主要果樹(注3)への改植((1)の場合を除く。)		本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
(3)りんごのわい化栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられるものに限る)への改植((1)の場合を除く。)		本事業において適用する補助対象とする栽植密度の下限及び補助率は、果樹労働生産性向上等対策事業により定められている栽植密度及び補助率とする。		
(4)(1)~(3)のいずれにも該当しない改植		—	—	1/2以内
2 改植に伴い発生する未収益期間における栽培管理に必要な経費		—	—	定額(22万円)

注1 1と2は同時に行うことを基本とし、2単独での実施は認めない。

- 2 省力樹形は、未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、以下の(1)又は(2)の要件を満たすものであること。
- (1) 10a 当たりの労働時間を、慣行の栽培と比較して10%以上縮減できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
- (2) 10a 当たりの単収を、慣行の栽培と比較して10%以上増加できることが、試験結果又は事例で確認できる樹形であること。
- 3 主要果樹とは、りんご、ぶどう、日本なし、西洋なし、もも、おうとう、くり、うめ、すもも及びいちじくをいう。

別記5

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のイ収益性向上対策のうち効果増進事業に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
2	地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
3	果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記6

産地生産基盤パワーアップ事業のうち(2)基金事業のウ生産基盤強化対策に係る事業の補助対象者は、次の表に掲げる者とする。

補助対象者	
1	市町村
2	公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
3	土地改良区
4	農業者(産地パワーアップ計画に取組の中心的经营体として記載されたものとする。)
5	農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。)
6	民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、産地パワーアップ計画に取組の中心の団体として記載されたものとする。)
7	経営所得安定対策等推進事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)第2の2の(2)に定める地域農業再生協議会
8	地域担い手育成総合支援協議会設置要領(平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知)第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会
9	果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け生産第8118号農林水産省生産局長通知)第5の1に定める産地協議会

別記7

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

- 1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金
- (1) 年2.0パーセント資金にあつては、年0.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあつては、年0.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあつては、年0.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあつては、年0.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあつては、年0.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあつては、年0.365パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあつては、年0.4パーセント

- (100) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.55パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (101) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (102) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (103) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (104) 年0.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (105) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.65パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (106) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.185パーセント
- (107) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (108) 年0.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.35パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (109) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.6パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (110) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.21パーセント
- (111) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (112) 年0.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (113) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.45パーセント）にあつては、年0.21パーセント
- (114) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.2パーセント
- (115) 年0.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.25パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (116) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.5パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (117) 年0.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.2パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (118) 年0.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.4パーセント）にあつては、年0.235パーセント
- (119) 年0.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.3パーセント）にあつては、年0.235パーセント

別記 8

資金名	貸付期日	利子補給率	
		農業協同組合	左記以外の融資機関
平準化資金	平成24年1月27日から平成24年4月17日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
	平成24年4月18日から平成24年5月22日まで	年2.45パーセント	年2.15パーセント
	平成24年5月23日から平成24年8月19日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成24年8月20日から平成24年9月19日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
	平成24年9月20日から平成24年12月18日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成24年12月19日から平成25年1月23日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
	平成25年1月24日から平成25年2月20日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
	平成25年2月21日から平成25年3月20日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成25年3月21日から平成25年4月17日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
	平成25年4月18日から平成25年5月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
	平成25年5月20日から平成25年6月18日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
	平成25年6月19日から平成25年7月18日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成25年7月19日から平成25年8月18日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
	平成25年8月19日から平成25年10月20日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成25年10月21日から平成26年2月19日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
	平成26年2月20日から平成26年3月18日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント

平成26年3月19日から平成26年7月17日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
平成26年7月18日から平成26年11月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
平成26年11月20日から平成27年1月21日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年1月22日から平成27年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成27年2月19日から平成27年3月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成27年3月18日から平成27年4月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年4月20日から平成27年5月26日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成27年5月27日から平成27年8月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
平成27年8月19日から平成28年1月20日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
平成28年1月21日から平成28年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
平成28年2月19日から平成28年3月17日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成28年3月18日から平成28年4月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
平成28年4月20日から平成28年9月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
平成28年9月20日から平成28年10月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
平成28年10月20日から平成28年11月23日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
平成28年11月24日から平成28年12月18日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
平成28年12月19日から平成29年2月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
平成29年2月20日から平成29年3月20日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成29年3月21日から平成30年8月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
平成30年8月20日から平成30年12月18日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成30年12月19日から平成31年2月20日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
平成31年2月21日から令和元年7月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和元年7月19日から令和元年9月18日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
令和元年9月19日から令和元年10月20日まで	年1.10パーセント	年0.80パーセント
令和元年10月21日から令和元年12月17日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
令和元年12月18日から令和2年2月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和2年2月20日から令和2年4月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
令和2年4月20日から令和2年7月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和2年7月20日から令和2年12月17日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
令和2年12月18日から令和3年2月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和3年2月19日から令和3年8月18日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
令和3年8月19日から令和3年10月17日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和3年10月18日から令和4年3月17日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント

令和4年3月18日から令和4年7月18日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年7月19日から令和4年8月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年8月19日から令和4年9月19日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年9月20日から令和4年10月19日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年10月20日から令和4年11月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和4年11月18日から令和4年12月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和4年12月19日から令和5年1月18日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和5年1月19日から令和5年2月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和5年2月20日から令和5年3月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
令和5年3月20日以降	年2.05パーセント	年1.75パーセント

別記9

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く。）をいう。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものである場合

別記10

補助率等は次のとおりとする。

区分	補助率等
(1)長寿命化対策	
水利施設整備（営農用水を除く）	100分の64以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の69以内）
水利施設整備（営農用水）	100分の50以内 （中山間地域等（注1）に掲げる場合にあっては100分の55以内）

機能保全計画策定等、実施計画策定、水利利用調査・調整、耐震性点検・調査	定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)
(2) 自然災害等対策	
ため池整備、湛水防除、地盤沈下対策、農業用排水施設整備、土砂崩壊防止、特定農業用管水路等特別対策、利活用保全	100分の68以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の73以内)
農業用河川工作物応急対策	100分の82以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の87以内)
水質保全対策	100分の71以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の76以内)
機能保全計画策定等、実施計画策定、耐震性点検・調査	定額 (ただし、1,000万円を限度とし、耐震性点検・調を行うものには、ため池の場合、3,000万円限度とする。)
(3) 危機管理対策	
危機管理システム等整備(営農用水を除く)	100分の68以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の73以内)
危機管理システム等整備(営農用水)	100分の50以内 (中山間地域等(注1)に掲げる場合にあっては100分の55以内)
(4) ため池防災環境整備	
緊急的な防災対策	定額
地域防災上のリスク除去	定額 (1箇所あたりの助成額は、堤高5m未満にあっては1,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあっては2,000万円を限度とし、堤高10m以上にあっては3,000万円を限度とする。ただし、特に必要と認められる場合の助成額は、堤高5m未満にあっては3,000万円を限度とし、堤高5m以上10m未満にあっては4,000万円を限度とし、堤高10m以上にあっては6,000万円を限度とする。)
ハード整備の着手促進	定額 (ただし、500万円を限度とする。)

(5) ため池の保全・避難対策	
ハザードマップ作成	定額
監視・管理体制の強化	
地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
地域(市町村単位)を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動	定額 (ただし、1,000万円を限度とする。)
減災対策の実施	定額 (ただし、500万円を限度とする。)
(6) 施設情報整備・共有化対策	
農業水利施設情報等の地理情報システム化	100分の50以内

注1) 中山間地域等とは、離島(離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。)、特別豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。)、振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。)、過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項(同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する過疎地域(同法第3条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第41条第1項若しくは第2項(同条第3項の規定により準用する場合を含む。))、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村(同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村(同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。))を含む。))をいう。)、特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。)、急傾斜畑地帯(旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。))をいう。))又は指定棚田地域(棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。))において行うものである場合以下同じ)のいずれかに該当する地域をいう。

別記11

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

別記12

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分		交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合
水利施設等保全高度化事業（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.055	0.065
	65%以上75%未満	0.065	0.085
	75%以上85%未満	0.075	0.105
	85%以上	0.085	0.125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記13

補助対象経費の限度額は、水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知。）別記1の別表2の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記14

補助対象事業に要した経費と次により算出した額のいずれか低い額とする。

- 1 施設等の整備等の区分に応じ、当該施設等の整備等に係る事業の受益面積（湧水処理にあっては施工延長）に次の2に掲げる助成単価を乗じた額の合計。

なお、助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満（隔障物整備にあっては10アール未満）を切り捨てて算出するものとする。

- 2 助成単価は次のとおりとする。

区 分	助成単価
区画拡大	
畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合	125,000円/10a
畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行う場合	105,000円/10a
畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下で表土扱いを行わない場合	55,000円/10a
畦畔除去のみの場合	30,000円/100m

暗渠排水		
バックホウ工法を用い表土扱いを行う場合		150,000円/10a
バックホウ工法を用い表土扱いを行わない場合		145,000円/10a
トレンチャ工法を用いる場合		100,000円/10a
掘削同時埋設工法を用いる場合		75,000円/10a
湧水処理		
表土扱いを行う場合		150,000円/100m
表土扱いを行わない場合		140,000円/100m
客土		115,000円/10a
除礫		200,000円/10a
隔障物整備		
電気牧柵の場合		250,000円/1ha
電気牧柵以外の場合		210,000円/1ha

別記15

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分		交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.055	0.065
	65%以上75%未満	0.065	0.085
	75%以上85%未満	0.075	0.105
	85%以上	0.085	0.125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記16

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記17

補助対象経費の限度額は、国営農地再編整備事業等の総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分		交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.014	0.017
	65%以上75%未満	0.017	0.022
	75%以上85%未満	0.019	0.027
	85%以上	0.022	0.032

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記18

- 1 農地に係わるものにあつては10分の5、農業用施設に係わるものにあつては10分の6.5の比率とする。ただし、令和5年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、この区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係わるものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の8（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の9）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の9（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の10）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の6.5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。
- 2 令和5年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において 令和5年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が令和5年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。
- 3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそ

それぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。

- (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、10分の7
 - (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、10分の8
 - (3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、10分の9
- 4 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額に基づき前3項の規定により算出した率とする。